

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第13号

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市児童福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
別表第2（第20条関係） [略] 備考 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第	別表第2（第20条関係） [略] 備考 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則

5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

[2 略]

3 世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収月額は0円とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法という」)(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を

第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

[2 略]

3 世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収月額は0円とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法という」)(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給

除く。)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)

[ア～エ 略]

[(4) 略]

[項を削る。]

者を除く。)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)

[ア～エ 略]

[(4) 略]

4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、
地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、その
者の前年の所得(地方税法第292
条第1項第13号に規定する所得
金額の合計額。1月から6月まで
の間の利用においては、前々年と
する。以下同じ。)が同法第295
条第1項第2号の規定に該当する
ときは、市町村民税非課税として
取扱う。また、上記により寡婦と
みなした者であって、市町村民税
非課税として取り扱う者以外の者
については、1における所得割の
額を計算する場合には、総所得金
額、退職所得金額又は山林所得金
額の合計から、(1)又は(3)
に該当する場合にあつては26万
円を、(2)に該当する場合にあ
つては30万円を控除するものと
する。

(1) 婚姻によらないで母となった
女子であつて、現に婚姻をして

4 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

[(1) 略]

(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合におい

いないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

(2) (1) に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの。

5 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

[(1) 略]

(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合におい

て、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置に講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が408,000円以上であるとき。

5 [略]

て、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置に講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が404,000円以上であるとき。

6 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。